

A. 文化芸術の創造・発信事業 収支予算書 (1/2ページ)

	金額	積算内訳 ※単価や件数等を明記し、できるだけ詳しく記入してください。
収入 予 算	事業収入 (参加費、入場料、制作物販売等の収入)	円
	助成金等収入 (当助成以外からの助成金、 企業協賛金、ご祝儀、寄付等)	円
	その他の収入 (広告収入、印刷物・関連グッズ等の 物販収入等)	円
	小計(A)	円
自己負担金(B)	円	◀個人・団体資金、会員会費等▶
当助成事業の申請金額(C)	円	◀①助成対象経費(E)の2分の1、②収支差額(G-A)、③50万円 の内、最も低い 額を上限として申請してください。▶
収入合計(D=A+B+C)	円	※支出合計(G)と同額になるように記入してください。

	金額	積算内訳 ※単価や件数等を明記し、できるだけ詳しく記入してください。	
支 出 予 算	人件費 (企画料・出演料等)	円	
	作品制作費 (制作のためのリサーチも含む)	円	
	事業当日運営費 (当日のアルバイト代・賞金含む)	円	
	広報宣伝費、印刷費	円	
	物品購入費	円	
	会場使用料 (付帯設備含む)	円	
	旅費交通費	円	
	その他の費用 (著作権料・振込手数料等)	円	
	情報保障・鑑賞サービス補助 上限を超える経費	円	◀2ページ目(a-b)の額がプラスとなる場合、その金額を計上してください。▶
	小計(E)	円	
対象外経費支出(F) ※記載は任意です。	円		
支出合計(G=E+F)	円	※収入合計(D)と同額になるように記入してください。	

A. 文化芸術の創造・発信事業 収支予算書 (2/2ページ)

【手話通訳費、音声案内費、ガイドヘルパー費、多言語翻訳費、託児費】等、情報保障・鑑賞サービスにかかる経費は、助成金申請額とは別に、5万円を上限に別途補助申請できます。
情報保障・鑑賞サービス費については、当ページに計上してください。
情報保障・鑑賞サービス費が補助上限の5万円を超える場合、超過分の額は対象経費として計上することができます。

	金額	積算内訳 ※単価や件数等を明記し、できるだけ詳しく記入してください。
情報保障・ 鑑賞サービス補助費(a)	円	
補助申請額(b)	円	≪(a)、または5万円のいずれか小さい額を上限として申請してください。≫
補助上限を超える額(a-b)	円	≪(a)の額が5万円を超える場合、1ページ目の「支出:情報保障・鑑賞サービス補助上限を超える経費」欄に超過分の金額を計上できます。≫